



長野県報

9月2日(月)
令和元年
(2019年)
第35号

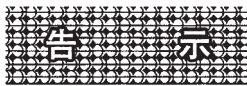
目次

告示

| | |
|---|---|
| 土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定の解除(2件)(砂防課) | 1 |
| 土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の指定の解除(2件)(砂防課) | 1 |
| 道路の区域変更及び関係図面の縦覧(道路管理課) | 2 |
| 道路の供用開始及び関係図面の縦覧(道路管理課) | 2 |

公告

| | |
|-----------------------------|---|
| 保安林の皆伐面積の限度(森林づくり推進課) | 2 |
| 土地改良区役員の就退任の届出(農地整備課) | 3 |



長野県告示第173号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の指定を解除します。

令和元年9月2日

長野県知事 阿部守一

1 指定を解除する区域の名称

鶴山1

2 指定を解除する区域

北安曇郡池田町のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県犀川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。)

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第174号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が急傾斜地の崩壊である土砂災害特別警戒区域の一部について指定を解除します。

令和元年9月2日

長野県知事 阿部守一

1 一部について指定を解除する区域の名称

相道寺3

2 一部について指定を解除する区域

北安曇郡池田町のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県犀川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。)

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条に規定する衝撃に関する事項

別図に記載するとおり

砂防課

長野県告示第175号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域について指定を解除します。

令和元年9月2日

長野県知事 阿部守一

1 指定を解除する区域の名称

大林-2

2 指定を解除する区域

東筑摩郡生坂村のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県犀川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

長野県告示第176号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第8項の規定により、土砂災害の発生原因が土石流である土砂災害特別警戒区域の一部について指定を解除します。

令和元年9月2日

長野県知事 阿部 守一

- 1 一部について指定を解除する区域の名称
栃沢
2 一部について指定を解除する区域
大町市のうち別図に示す区域(別図は省略し、長野県建設部砂防課及び長野県犀川砂防事務所に備え置いて縦覧に供します。)

砂防課

長野県安曇野建設事務所告示第1号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和元年9月20日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県安曇野建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和元年9月2日

長野県安曇野建設事務所長 飯森 正敏

- 1 道路の種類 県道
2 路線名 有明大町線
3 道路の区域

Table with 4 columns: 区間, 新旧別, 敷地の幅員, 延長. It details the change in road width and length for specific areas in An曇野.

道路管理課

長野県北信建設事務所告示第1号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始します。

その関係図面は、告示の日から令和元年9月20日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県北信建設事務所において、一般の縦覧に供します。

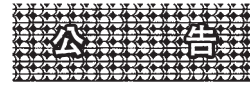
令和元年9月2日

長野県北信建設事務所長 丸山 進

- 1 路線名 宮村湯田中停車場線
2 供用を開始する区間
下高井郡山ノ内町大字寒沢776番の2地先から
下高井郡山ノ内町大字寒沢521番の1地先まで

3 供用を開始する期日 令和元年9月2日

道路管理課



公告

令和元年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和26年法律第249号)第34条第1項の許可をすべき皆伐面積の限度は、次のとおりです。

令和元年9月2日

長野県知事 阿部 守一

Table with 3 columns: 同一の単位とされる保安林の所在地, 保安林の種類, 皆伐面積の限度. It lists various forest areas and their respective thinning limits.